

# 「アメリカ体制」と「ジャクソニアン・デモクラシー」(11)

— アメリカ資本主義と民主主義の関連をめぐる一考察 —

楠 井 敏 朗

## 目 次

I. 問題の所在	本誌 III/2 (1982)
II. 1820年代「アメリカ体制」の経済構造	
A. 「アメリカ体制」と1825年恐慌	III/2 (1982)
B. 1820年代の合衆国における経済的基礎過程(1) — 産業構造と経済構造 —	III/3 (1982) III/4 (1983)
C. 1820年代の合衆国における経済的基礎過程(2) — 金融構造 —	IV/3 (1983) IV/4 (1984)
III. 1820年代のアメリカ経済政策の体系	
A. 課題の意味	VIII/3 (1987)
B. 政策体系としての「アメリカ体制」とその成立の必然性	VIII/3 (1987)
C. 1820年代における合衆国の社会と政治	IX/1 (1988)
D. 「アメリカ体制」の経済的効果	
(1) 問題の所在	IX/3 (1988)
(2) 1820年代の合衆国の産業循環	IX/3 (1988)
(3) 1825年恐慌と保護関税政策 (その1)	IX/3 (1988)
(4) 1825年恐慌と保護関税政策 (その2-1)	IX/4 (1989)
(その2-2)	X/1 (1989)
(その2-3)	X/2 (1989) (本号)
IV. ジャクソニアン・デモクラシー (続篇)	

### III. 1820年代のアメリカ経済政策の体系 (その六)

#### D. 「アメリカ体制」の経済的効果

#### (4) 1825年恐慌と保護関税政策 (その2-3)

#### e ポストン市民会議による「アメリカ体制」 批判

#### イ. 「批判」の理論的・現実的背景

ポストン市民会議は、ハリスバーグ大会(1827年7月30日—8月3日)から4カ月後の11月30日、ポストンで開催された同市の貿易業者と海運業者の「アメリカ体制」批判の大会であった。問題の「毛織物工業保護法案」(Woollen Bill, 1827年, 廃案)が、「アメリカ体制」構築の動きに合流しようとした同じニューイングランドの毛織物工業者の要求であったことを想起するとき、この法案の再提出を何としても喰止めよう

としたボストン市民会議の動きは、研究史上決して軽視するわけにはゆかない重要な意味をもっていた<sup>1)</sup>。ダニエル・ウェブスターの変節または改宗で知られている、ニューイングランド産業革命の進展にともなうこの時期の同セクションの諸利害の分裂と対立の事実は、それではいったいどのような理論的・現実的背景をもっていたのか。——政策体系としての「アメリカ体制」の理解を深めるために、われわれはまずこの問題から議論を始めてゆくことにしたい。

問題に接近する際、われわれは、この時期の世界史を考える際に無視することのできない大切な歴史的な前提、すなわち、「旧植民体制」崩壊の危機という現実を想起しておかねばならない。15世紀末の「地理上の発見」後、ヨーロッパ絶対主義とイギリス重商主義によって幾世紀にもわたって構築され、維持されて来た「旧植民体制」が、18世紀末のアメリカ合衆国の独立とナポレオン戦争の混乱のなかで起こった19世紀初頭の中南米諸国の独立によって崩壊の危機に瀕していたという事実がこれである。

ナポレオン失脚後、この危機に歯止めをかけようとして、「ウィーン体制」の指導者オーストリーの宰相 K. W. L. メッテルニヒ (Klemens Wenzel Lothar Metternich) は、神聖同盟加盟のロシア、フランスを誘ってスペインを援け、中南米諸国の独立に干渉しようとした。これに対してアメリカ合衆国第5代大統領 J・モンロー (James Monroe) は、1823年12月2日連邦議会に送った「教書」(President's Message, in *Annals of the Congress of the United States, Eighteenth Congress, First Session*, pp.12-24.) の中で、欧米両大陸の相互不干渉を主張する周知の「モンロー宣言」(Monroe Doctrine) を宣して、これを牽制した。

このモンロー政権 (1817-1824年) の国務長官であったのが J・Q・アダムズであった。かれはモンロー大統領を援けて、「モンロー宣言」の起草に大きく貢献したことでよく知られている<sup>2)</sup>。「アメリカ体制」推進のチャンピオン、

ヘンリー・クレイは、モンローを襲いだ J・Q・アダムズ政権下 (1825-1829年) では国務長官を務め、アダムズの対外政策を忠実に遂行する使徒となった<sup>3)</sup>。このような意味で、アダムズ政権は、経済政策の面では、これまで繰り返し論じて来たように、「アメリカ体制」の構築に向けて最大の努力を傾注して来たが、他方、対外政策の面では、この「モンロー宣言」の枠組のなかで独自の国家自立政策を展開し、「旧植民体制」崩壊後の世界秩序を自らの国家利益に沿って再編成しようと努めていたことが知られる。

いまここで問題にしようとしているニューイングランド貿易業者と海運業者による「アメリカ体制」批判は、実は、「モンロー宣言」の枠組のなかで構築されたこの時期のアメリカ合衆国の対外政策に対する批判であった。だからこそ、この対外政策の内容を、ここで簡潔に概説しておくことは、ボストン市民会議による「アメリカ体制」批判 (ヘンリー・リーの著した『ボストン報告書』[*Boston Report*]) を正確に理解するために避けて通れない作業のように考えられてくる。

J・Q・アダムズ政権下の対外政策は、大きくみて建国以来の外交政策を踏襲して、「旧植民体制」崩壊後の世界市場を合衆国の国家利益に沿って再編成しようとしたものであった。したがって、このことは、当然、同じ意図をもっと大がかりに推進しようとしていた大英帝国の国家利益と正面から衝突したし、他方、こうした動きを阻止し、旧体制を保持しようとした「ウィーン体制」によるフランスの国家利益とも衝突するものであった。

1820年代のイギリスでは、1770年から続いたトーリー党の長期政権が漸く終幕期に入っていた。とくに1822年に「ウィーン体制」を擁護した反動政治家キャスルリー子爵 (Visct. Castlereagh) が死去して後、改造リバプール伯爵内閣に、自由主義者の G・キャニング (George

Canning) が外務大臣, W・ハスキソン(William Huskisson) が商務大臣 (President of Board of Trade), F・ロビンソン (F. Robinson, 後のゴドリッチ子爵 [Visct. Godrich]) が大蔵大臣として入閣した。そして, このキャニング=ハスキソン=ロビンソン三者の協力のもとで「旧植民体制」崩壊後の世界秩序再構築をめざす大改革の第一歩が踏み出されていたのであった。中南米諸国の独立承認, 航海条例の改正と関税引下げを伴う貿易の自由化政策推進, 金融制度の改革などの政策がこれである<sup>4)</sup>。

他方, フランスは, この同じ時期, 「ウィーン体制」のもとで保守化を強め, 対外的にフェルナンド7世のスペイン絶対主義を復活させ, これによって中南米諸国の独立に干渉しようとしたし, とくにキューバに対してはその独立を阻止し, 積極的に介入したばかりでなく, 戦前・戦中友好関係を保持していた合衆国に対しても, 両国間の最恵国待遇による通商航海の無条件自由を認めた1800年通商条約を白紙に戻し, 差別関税法を制定した<sup>5)</sup>。

J・Q・アダムズ政権は, こうした英仏両国との関係で, 独自の対外政策を追求してゆくことになった。

アダムズ政権の対外政策で, ここでのわれわれの課題に関連して摘記しておくべきことは, つぎの三つであった<sup>6)</sup>。

一つは, 「公海自由航行の原則」(Principle of the Seas and Abolition of Private Warfare on the Ocean) 確立への努力である。この原則は, ペリー提督によって開国時にわが国に要求された原則の一つで, 日米和親条約(1854年)で実現されたものであった<sup>7)</sup>。

J・Q・アダムズは, S・F・ベーミスによれば, 第二対英戦争期(1812-1815年)の米国船私拿捕の事実からこの問題の重要性を自覚し, 交戦国であれ中立国であれ, この原則の保証を必要だと考えるようになった。そして国務長官時代および大統領時代にイギリスと交渉し, キャニング=ハスキソンとの間でこの原則の確立

を急いだ。

ところがイギリス政府は, ワシントン=ジェファソン以来合衆国が「対外中立の原則」を提唱し続けて来た事実には一顧だに与えず, 「モンロー宣言」に謳われた「非植民地化原則」(Principle of Non-Cololization) にこだわり, 公海自由航行問題について合衆国と交渉に入る意思を示さなかった。そこでJ・Q・アダムズは, この原則を新興のラテンアメリカ諸国との通商条約に盛り込むことで満足せざるを得なかった<sup>8)</sup>。

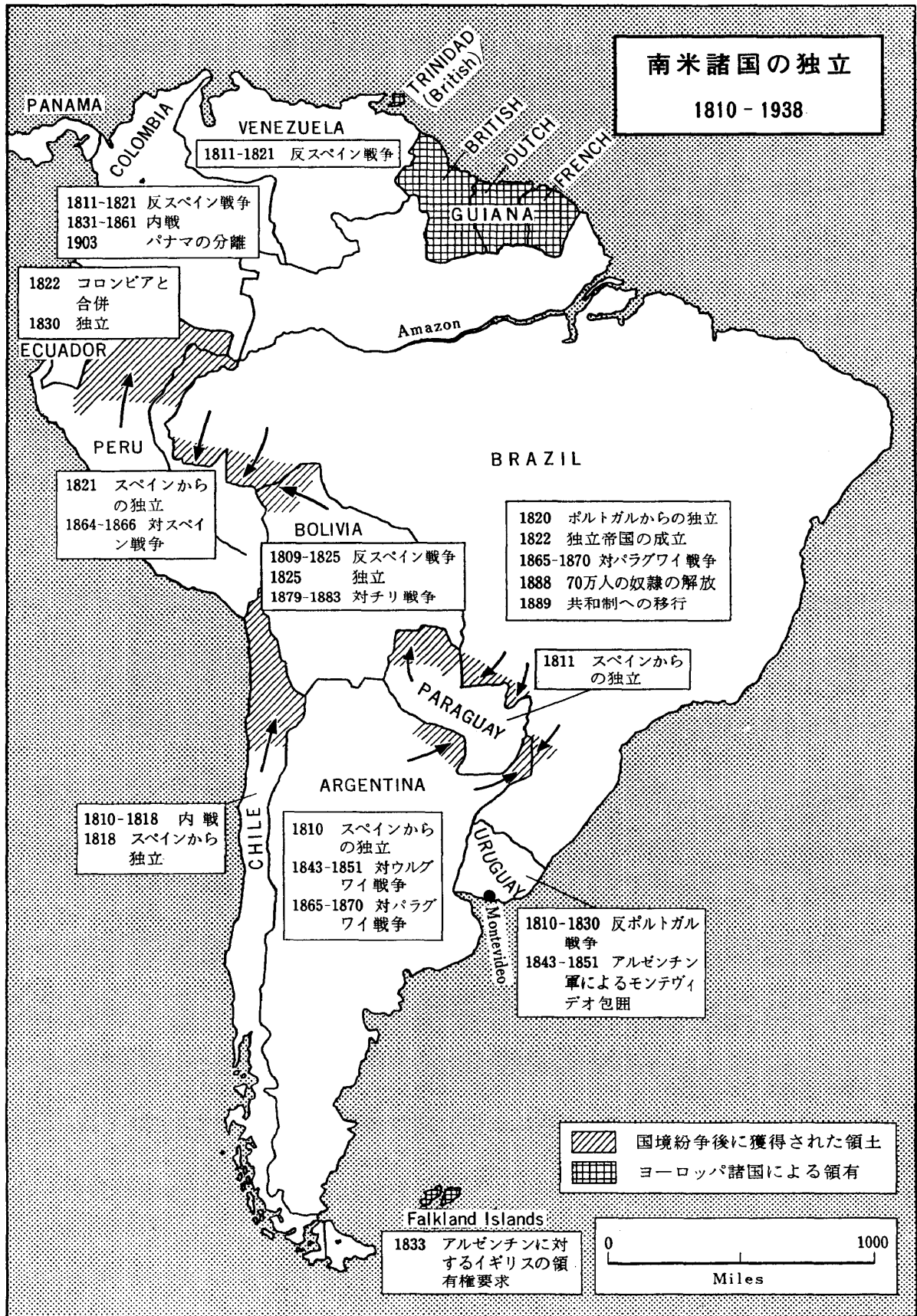
二つは, 「通商および航海の自由原則」(Principle of the Freedom of Commerce and Navigaiton) 確立に向けての努力である。

通商および航海の自由——大まかに言って通商上の「互惠関係」(reciprocity) といいかえてもよいもの——は, 当該国が独立していることを示す生得の権利である。合衆国は独立戦争の勝利によって, 「旧植民体制」を維持する上で重要政策であったイギリスの「航海条例」の制約から自由になることによって, 限定つきながらこの「自由」をかちとったのであった<sup>9)</sup>。

ここで「限定つき」と述べたのは, 第一には, 合衆国はこれによってイギリスから独立国として待遇される代りに, 一「外国」として取扱われ, 同国の航海条例の厳格な適用を受けるに至ったこと, 第二には, これに対抗して合衆国が1787年にイギリスの航海条例と同様の内容をもつ航海条例を制定したことをさす<sup>10)</sup>。

したがって「通商および航海の自由原則」の確立は, 合衆国にとって, イギリスが自らの航海条例を廃止すること(「旧植民体制」の廃止), そして合衆国がこれに対応して独自に自国の航海条例(沿岸貿易の独占)を撤廃することにかかっていた。

かくして, 「通商および航海の自由原則」確立の努力においてアダムズ政権が直面した課題は, 以上みたところから明らかなように, 一つは, 「ウィーン体制」下で硬化した対仏関係の調整, すなわち, 米仏通商関係の戦前・戦中状



(出典) Martin Gilbert, *American History Atlas*, London 1968, p.34.

態への復帰であった。これはとくにアメリカ綿花の輸出に対して課せられたフランスの差別関税（自国船によるものを米国船によるものより優遇するそれ）に対する、ニューイングランド海運業者と「南部」綿作州からの撤廃要求と深くかかわっていた<sup>11)</sup>。

二つは対英関係の調整であった。だが、この問題は、英領西インドおよびカナダ貿易と絡んでいて、極めて複雑であった。というのはこうである。

合衆国は1815年の英米通商条約で両国間の互惠関係を確認していた。しかし、この関係は、大西洋間の直接貿易に限定されていた。すなわち、イギリスはこの条約で航海条例の廃止を義務づけられなかったので、大英帝国内の貿易に関しては、合衆国は依然として航海条例に規定されている「外国」として取扱われ、航海および通商上の制限を受けたからである。したがって1815年の「条約」は、英・米・西インド三角貿易、あるいは英・米・西インド・カナダ四角貿易を自由に掌握出来たイギリスには圧倒的に利益であったが、西インドやカナダ貿易を制限された合衆国にとっては、完全な意味での「互惠」の獲得とはならなかったのである。

キャニング=ハスキソンとヘンリー・クレイとの間で繰り展げられたアダムズ政権下の対英通商交渉は、したがってイギリスの航海条例の合衆国への適用除外——そういう意味での両国間の本来的互惠原則の確立——を主たるテーマにしていたのであった<sup>12)</sup>。

アダムズ政権下の対外交渉は、つぎの結果をもたらした。

まず、対仏通商関係では、相互に報復合戦を展開した末、最終的には妥協して「互惠差別の原則」(principle of reciprocity of discrimination)が確認され合い、両国とも同数、同品目、同税率の関税を課しながら、漸次税率そのものを名目的な税率になるまで引下げて、結果的に「互惠原則」の達成に漕ぎつけた<sup>13)</sup>。

しかし、対英通商関係では、「モンロー宣言」

に対するイギリス政府の怒りから、譲歩も妥協も得られぬまま、「互惠原則」の確立は先送りされた<sup>14)</sup>。そしてこの交渉の失敗が「アメリカ体制」派の貿易政策に対する批判を盛り上げる結果になり、アダムズの大統領再選の失敗、ジャクソン当選の一因になったことは、ここでの関連で注目すべき事柄であったといえよう。

三つは、対ラテンアメリカ政策である。

これが「モンロー宣言」の延長線上で提出された政策であったことは、改めて述べるまでもない。これはラテンアメリカに対する合衆国の利害関係と深くかかわっていた。ベーミスによれば、その利害関係は、一つは、南米新興諸国家に対する海洋貿易政策とかわっていた。いま一つは、北アメリカ大陸のテキサスを含む旧スペイン領、すなわちメキシコとの関係であった。

アダムズ政権がとくに力点をおいたのは、このうち前者であった。そして、ここでも、当然、イギリスのキャニング=ハスキソンの政策と競合した。両国とも「ウィーン体制」の干渉政策を批判し、南米新興国家の独立を承認していたこと、両国とも南米新興国家の極めて大きな貿易上の利権を自国の将来の国益に深くかかわらせていたこと、この二つが原因であった。

自由主義者キャニング=ハスキソンは、イギリス工業製品（綿製品および毛織物等）の販路としてこの有望な市場を見逃さなかったし、アダムズ=クレイは、「アメリカ体制」構築の結果発達することになるアメリカ製造業の販路として、この市場に深い関心を示したからであった。

こうした両国の対立は、ラテンアメリカ諸国独立の指導者シモン・ボリバル (Simon Bolivar, 1783-1830年) の呼びかけたラテンアメリカ連邦 (Union of Latin-American States) あるいは全米共和国連合 (Confederation of all the American Republics) の構想実現の動きのなかで極点に達し、この構想実現をめぐる主要な役割を担おうと動いた「アメリカ体制」派の思惑（後日、19世紀末にクリーヴランド=マッキンリーの政策のな

かに実現されるそれ)と、これを阻止しようとしたキャニシング=ハスキソンの思惑との衝突のなか、結局、ポリバルの死後一切の試みが頓座して、この市場圏に対するイギリスの主導権が確立することになった。この間の事情の一端を示す一つの事例として、1825年イギリス恐慌との関係にみられるイギリスの南米諸国との関係(本稿、第8分冊、1988年、pp. 57-61)が参照されるべきである。

後に詳細にみるように、合衆国に輸入されたイギリス工業製品のうちかなりの部分が、南米向けに再輸出されていたこと、ニューイングランドの海運業者および貿易業者がこの仲介貿易に積極的に参加していたこと、他方、「アメリカ体制」派は、この市場を自分たちの膨脹主義を満足させる対象にしていたこと。——こうしたことが原因となって、この時期の南米貿易をめぐる両国の関係は、国内での利害対立を内包しつつ、極めて複雑な様相を示すことになった<sup>15)</sup>。

これに対して対メキシコ関係は、アメリカのいわゆる「西漸運動」と深く係る問題であった。しかし、これが合衆国にとって焦眉の課題となってくるのは、南米諸国に対する合衆国の自由貿易政策が、イギリスとの競争において意図した成果を十分に挙げえないことが明らかとなった1830年代、とくに、1837年および1839年の双子の恐慌以後のことである。その時代以降合衆国では、いわゆる「明白な天命」の理念のもとで「西漸運動」が国家理念として急展開をみるに至った。その意味で、アダムズ=クレイのテキサスを含む対メキシコ政策は、この時期まだはっきりした形を整えておらず、そのための準備運動の開始期であったとみてよからう<sup>16)</sup>。

S. F. Bemis, *John Quincy Adams and the Foundations of American Foreign Policy*, Noton Library edition, New York 1973, によりながら、このように検討してみると、ポストン市民会議による「アメリカ体制」批判が、

いままで考察して来た「アメリカ体制」批判(関税を引上げることによって製造業を保護することや、国家財政によって国内開発事業を推進することの、違憲か合憲かを問う憲法論議)とは、まったく次元を異にした論争であった事情の背景が窺える。結論を先取りしていえば、この論争は、「旧植民体制」から独立をめざした合衆国の建国来の対外政策の基本原則(互恵主義原則)を基礎においた上記の貿易政策の是非を問う論争であったといえる。それは、他でもなく貿易政策における「アメリカ体制」と「ブリティッシュ体制」との対立のなかで発生した論争であった。以下このような事実認識をベースにおいてポストン市民会議による「アメリカ体制」批判(『ポストン報告書』)を検討してゆくことにしよう。

## ロ. 『ポストン報告書』の論理

### i. 『ポストン報告書』

『ポストン報告書』——正確にいうと、Henry Lee, *Report of A Committee of the Citizens of Boston and Vicinity, opposed to A Further Increase of Duties on Importation*, Boston 1827, は、同年7月末から8月初めにかけて開催されたハリスバーグ大会に対する批判論文で、196頁の小冊子である<sup>17)</sup>。

この『報告書』は、公式にはポストン市民会議の執行委員会<sup>18)</sup>の責任で作成されたもので、著者ヘンリー・リーの名前は表面に出ていない。1827年11月30日に開催されたポストン市民会議で全会一致で採択された<sup>19)</sup>。

ここでの課題である『ポストン報告書』の論理を明確にするために、われわれは、まず、『報告書』の「序文」の三つの「決議」から出発の方がよい。ポストン市民会議は次のように決議した<sup>20)</sup>。

(第1決議) 合衆国の当面の、農業、製造業、商業の状態を顧みるとき、輸入品一般、とくに輸入毛織物に対して、これ以上高率の関税を賦課することは、公正を欠くものであり、不適切であ

り、この社会の最良の諸利害と調和しないものである。

(第2決議) 上記の見解を表明する連邦議会宛請願書は、これに賛同する市民に委ねられ、署名すべきこと。すでに任命された執行委員会は、かかる請願書を回覧に付し、署名が終った時、連邦議会へ提出するよう要請されねばならない。

(第3決議) より詳細な報告書が請願書に付帯して連邦議会に提出すべきこと。さらに執行委員会の指示にしたがい印刷に付され、本会議の出席者の利用と、ボストン市民一般への情報提供に供せらるべきこと。執行委員会は、本会議の見解を普及させる上に最良だと判断される仕方、本報告書を配布する責任を負うべきこと。

この三つの「決議」から、われわれは、関税、とくに毛織物の輸入に対する関税の引上げ阻止が前面に押し出され、これを実現する方法として、連邦議会への請願と一般市民に対する状況説明(『報告書』の配布)が計画されているのを知る。『ボストン報告書』はこの決議・請願書に付帯され、連邦議会に提出された報告書であった。

『ボストン報告書』は、間近に迫った1828年大統領選挙を大いに意識していた。アダムズ=クレイの連合勢力は、政策体系としての「アメリカ体制」の完成に向けて、この選挙を是が非でもかちとろうとしていたし、ジャクソン派は、かかる政策に反対する勢力を吸合して、勝利をかち取ろうと動いていた。このような政治的環境のなかで、貿易禁止制度に対する反対者はすべて、「『アメリカ体制』に敵意を抱いた国内産業の反対者」、または、「政権争奪をめざす派閥精神によって影響され」、「現大統領の再選を打ち破ろうと他のものと連合した」人々だと、あからさまな非難を浴びせかけられていた<sup>21)</sup>。

『ボストン報告書』はこのような状況のなかで、しかもこのような批判にあえて抵抗しつつ、自分たちの経済的利益を正確に理解してもらい、政策に反映してもらいたい意図から、批判すべき問題を(一)製造業者の要求の中味、(二)当

面企てられている毛織物に対する関税引上げの理由、(三)関税引上げ目的達成後に予想される経済的諸結果という三点に絞って<sup>22)</sup>、豊富な歴史的事実と統計的資料に基づいて書き上げられた保護貿易反対の報告書であった。

だがそれはある積極的な主張を体系的に提示したものでなく、「アメリカ体制」派の主張していた関税のさらなる引上げ要求を任意に17項目の命題<sup>23)</sup>に纏めて論駁した批判書であった。

この項目の殆ど全ては、連邦議会の審議、あるいはハリスバーグ大会の報告書の検討を通じて、断片的ではあったが、すでに本論文のなかで紹介されて来たものばかりで、読者にとっては恐らく馴染み深いものであろう。ここでは、17項目の命題をできるだけ本『報告書』の意図にそって上記三点に整理し、紹介することから議論を始めてゆこう<sup>24)</sup>。

#### (一) 関税引上げを望む製造業者の要求の中味

(第1項目) アメリカの毛織物製造業者は、外国からの輸入品に対して57%もの高い保護関税の利益を享受しているにもかかわらず、それに満足せず、遙かに巨額な資本と申し分ない装置を備え、遙かに安価な賃金と原料、さらにより豊かな経験と技能をもったイギリスの製造業者の安売りに直面し、利率にして恐らく平均80%、賦課金総額にして99%にも達する、関税のさらなる引上げを要求している<sup>25)</sup>。

#### (二) 当面企てられている関税引上げの理由

(第2項目) 毛織物製造業者は、1824年関税法によって、毛織物の関税引上げで利益を得た以上に、原毛の関税引上げによって損失を被ってしまった<sup>26)</sup>。

(第3項目) 毛織物製造業者は、原料として使用されている外国羊毛のシェア〔それは1/4ないし1/2と推定されている〕が高いので、それに課せられた輸入関税の重荷から大きな不利益を被っている<sup>27)</sup>。

(第4項目) 財政収入に影響をもたらす詐欺行

為、つまり、送り状その他に真実よりも低い価格を表示して、支払うべき関税を低目におさえようとした詐欺行為こそ、新関税法〔最低評価額規定を盛り込んだそれ〕制定要求の別の理由である。種々の出版物のなかに輸入業者の詐欺や徴税官の不正や無能がきびしく非難されている<sup>38)</sup>。

(第5項目) 製造業者こそ国内の労働と資本を使用しており、農産物に対する需要を増大させているものだから、製造業の保護は必要である<sup>39)</sup>。

(第7項目) ヨーロッパ人は合衆国の生産物を自由に輸入しようとはしないから、製造業の育成による国内市場の創出は必要である。主として南部セクションからの国産品の輸出は、北部諸州にとってほとんど益するところがない<sup>40)</sup>。

(第8項目) 1824年関税法制定直後、あるいはその結果、イギリス政府によって、原毛およびその他、毛織物の生産に必要な補助材料に対して、16 2/3%にもものぼる関税率の引下げが断行され、1824年関税法の保護効果が相殺されたので、これらの税負担に等しい額の追加税率が、現行税率に付加されなければならない<sup>41)</sup>。

(第9項目) 連邦議会がひとたび高関税を認め、毛織物工業の確立を奨励したからには、その順調な発展が見られない時には、それを維持することこそ国家の義務となる<sup>42)</sup>。

(第10項目) 製造業者は有益である。にもかかわらず国の内部には製造業者に対する敵対感情が存在している。製造業者を保護することは政府の権利であり義務である<sup>43)</sup>。

### (三) 関税引上げ目的達成後に予想される経済的諸結果

(第6項目) 過度なほど高い関税の効果は、将来消費者に有利になるよう製品価格の引下げをもたらす。例えば1816年関税法制定後の木綿工業のばあい<sup>44)</sup>。

(第11項目) 貿易制限制度の理論的正しさが証明され、同政策が最高度に展開する<sup>45)</sup>。

(第12項目) 外国からの一切の供給から独立できる<sup>46)</sup>。

(第13項目) マイナスの貿易差額 (balance of trade) が是正される<sup>47)</sup>。

(第14項目) イギリスに対する輸入超過の結果生じるイギリス宛外国為替のプレミアムの発生、および正貨または公債での海外への送金が是正される<sup>48)</sup>。

(第15項目) 恐慌の度毎に起こる突然の貿易中断、外国市場の不規則性、および価格変動から発生する損失が除去される<sup>49)</sup>。

(第16項目) 諸外国の農産物および工業製品の輸入拒否によって販路を失ったすべての国産品に対する需要が創出され、全剰余生産物に対して国内市場が提供される<sup>40)</sup>。

(第17項目) 外国の需要が限度に到達したいま、探し求められねばならない剰余生産物の消費先が確保される。——「アメリカ体制」の諸原則が十全に貫徹したばあい、わが国国内市場こそ剰余生産物のための十分な市場となる<sup>41)</sup>。

ここで重ねてヘンリー・リーによって批判の対象となった「アメリカ体制」派の貿易政策を要約しておく必要もあるまい、ヘンリー・リーがこれらの諸命題に対してどのような観点から批判を加えたかを整理してゆく作業に入りたい。

#### ii. 『ボストン報告書』の立脚していた基盤

『ボストン報告書』の立脚していた基盤はボストンの海運業と貿易業であった。これと深くかかわる造船業や漁業、さらに西インド諸島から糖蜜を輸入しラム酒に加工する醸造業も、このなかに含まれてよいかも知れない。それらはすでに植民期末期に形を整えていたニューイングランド港湾諸都市の伝統的な産業部門であった。

ところでこのような状況のなか、1820年代末のこの時期、木綿工業を中心にニューイングランド一帯で産業革命が進展していた事実、そして、ボストンの貿易業者の一部も、これに向かって資金を投入し始めていた事実が想起されな



ければならない。いま問題になっている株式会社形態をとった毛織物工業も、実は、このような新しい産業化のうねりのなかで「近代化」を開始した産業部門であった。

こうしてニューイングランドでは、ジャクソン期を目の前に迎えるこの時期、ニューヨーク州選出下院議員C・C・キャンブルレング(Cambreleng)がみごとに言い当てた「貿易から出発した製造業資本家 (commercial manufacturing capitalists) が産み出されていた一方、港湾諸都市を中心に依然として伝統的な産業部門が存続しており、両者まだ相互に補い合う展望も出せないまま、新たな利害対立 (経済的主導権争いを主とするそれ) を繰り展げつつあったのである<sup>42)</sup>。

ここでの問題は、新しい時代を先取りし始めたこれら新興の製造業者が、これまで不倶戴天の間柄にあったフィラデルフィアおよびボルティモアの保護主義者と、一時的ながらも協力関係に入り、「アメリカ体制」構築の政策的要求をかかげ始めていた事実であり、他方、海運業者と貿易業者等が、この動きに対抗し、ニューイングランド港湾諸都市の伝統的な経済的基盤の温存をはかろうとして、いままで以上に強力な動きを示し始めていた事実であった。

ところで注目すべきは、ここで取上げる『ボストン報告書』が、「アメリカ体制」派批判の理論的基礎として、ハスキソンまたはロビンソン (ゴッドリッチ卿) の主張——主としてかれらのイギリス議会での政策提案、または通商報告書——を全面的に援用していることである<sup>43)</sup>。

そのことの意味はきわめて大切である。

第1は、本分冊の冒頭で検討しておいた「アメリカ体制」派の対英外交論争が、そのまま国内の政争に持ち込まれたという意味においてである。第2は、ニューイングランドの代表的政治家 D・ウェブスターの1824年段階における「アメリカ体制」批判、すなわち、すでに本論文第8分冊で検討しておいた「恐慌」ないし「不況」に対する両者の認識上の相違に立脚した批

判が、すっかり後退しているという意味においてである<sup>44)</sup>。

このかぎりでは、『ボストン報告書』は、フリードリヒ・リストがいみじくも述べたように、「完全に反アメリカ的感情をもって書かれたものであり、さながらイギリスで書かれたかのごとく完全にイギリスの主義主張を擁護する」性格の文献であった<sup>45)</sup>。ニューイングランドの伝統的産業 (貿易業および海運業等) は、自らの伝統的存立基盤を温存するために、自ら進んでオールドイングランドの新しい経済的基盤との共存体制を確立しようとしたのであった。

植民末期から建国期に生み出されたアメリカ合衆国の「旧植民体制」破棄の理念は、かくて大きく二つの流れに分裂した。一つは「アメリカ体制」を構築することによってこの理念を貫徹してゆこうとするナショナリズムの潮流。いま一つは新しく構築されようとしている「ブリティッシュ体制」のなかにたくみにコミットしてゆこうとするコズモポリタニズムの潮流がこれである。

だが、われわれは、あまりにも結論を先取りするような論述を慎しまねばならない。直ちに出发点に立ち戻ってかかる歴史的背景を念頭におきながら、『報告書』そのものの論理を追ってゆくことにしよう。

まずヘンリー・リーがどのような市場経済を思い描いていたかを「アメリカ体制」派のそれと対比しつつ整理しておかねばならない。『ボストン報告書』が描き出した市場経済はつぎのものであった。

『ボストン報告書』は、「アメリカ体制」派の市場認識が現状よりも「将来」のあるべき姿を展望した当為の市場認識であり、そのかぎりでは歪んだ眼鏡を通して透視された世界である点を批判し、現状を正確に捉えるよう要求した。リーは、上記17項目の前半に当たる「アメリカ体制」派の「関税引上げ理由」に反論するなかで、現実のアメリカの市場を次の事項について

分析する。

①毛織物工業関連市場 (毛織物の国内消費額, その国産品と外国品との割合), ②羊毛市場の実態と価格決定機構, ③ニューイングランドに入荷された小麦粉の消費動向, ④外国貿易 (イギリスからの輸入総額とその国内消費額に対する割合, イギリス綿製品の輸入と再輸出, アメリカの輸出総額に占める国産品と外国品の割合, 輸出総額に占める国産綿製品の割合, 「北部」産品のイギリス本国および英領西インド向け輸出, 「南部」産品 (タバコ・綿花) のアメリカ国産品輸出総額に占める割合, 綿花の海外輸出と国内消費との割合, これらの海運業に及ぼす影響) がこれである。以下, いくらか退屈な作業となるが, リーがどのような市場経済を表象していたかを窺うために, 項目別に検討してゆくことにしよう。

#### ①毛織物工業関連市場

(i) アメリカの毛織物消費額. バーニー (Barney) は年間80~100百万ドルと推計したが, リーは, はっきりわかっているイギリスの年間1人当り消費量10ドルを基準にし, アメリカでは少なく見積って6ドルとし, 総人口12百万人に掛け合せて72百万ドルと推計し直した<sup>46)</sup>。これがリーによって当時のアメリカ毛織物消費額の一つの目安とおかれた数字である。

(ii) 毛織物工業に従事する人は, リーによれば, 家内工業形態での小生産者を含めて25,000人, 投資額は20百万ドルであった。リーは, これだけで合衆国の毛織物に対する全消費の3/4が充足されていると推計した<sup>47)</sup>。

②アメリカの羊毛市場 これについて, リーは次のような興味ぶかい指摘を行なっている。それを1/4~1/2と推計した (前出 [第3項目]) 「アメリカ体制」派の主張を批判して, ヘンリー・リーは, 合衆国で使用されている外国原毛について「大体4~5%にすぎない」と推計し直した<sup>48)</sup>。そしてこの事実に基づいて, リーは, アメリカの羊毛の価格は, 外国の輸入原毛によって規定されることなく, ほとんどが国内

産羊毛によって決定されていると想定し, 外国産羊毛の高価さは, 毛織物製造業者にとってそれほど負担にならず, 「アメリカ体制」派のいうように, かれらの当面の不況の原因とはなっていないと論断した<sup>49)</sup>。

③ニューイングランドに入荷される小麦粉の消費動向 この調査は, ヘンリー・リーにとって「アメリカ体制」派の主張を論駁する上で大切な事柄であった。「アメリカ体制」派は, 製業とくに毛織物工業の保護は, 農産物 (穀物や羊毛など) の需要をそれだけ喚起するので農業者にとってもそれだけ利益になると考えたからであった。

リーは, 1825年における小麦粉のニューイングランドの搬入量が629,000バレルであったとする「アメリカ体制」派の推計を容認した上で, このすべてがニューイングランドの推計総人口1.5百万人の胃の腑を満たすものでないとし, かなりの量の再輸出の事実を指摘している<sup>50)</sup>。

④外国貿易 この分析こそヘンリー・リーの最も力を入れたものであった。リーは「アメリカ体制」派の強調して止まない国民経済の形成に及ぼす国内商業のプラスの効果や, イギリス製品輸入のマイナス効果を, 中南米市場を視野に入れることによって割引してみせるのである。

(i) イギリスからの輸入総額とその国内消費額に対する割合。

1825年および1826年の全輸入品総額の平均値は, リーによれば, 31,422,617ドルであり, 再輸出額は2,000,000ドルであった。したがって, 輸入品の国内消費額は約29,500,000ドルにすぎず, これを国産工業製品の国内消費総額360,000,000ドル (総人口12百万人, 1人当り消費量30ドルと低目に推計) と比較すると, わずか8%強に過ぎない。

(ii) イギリス綿製品の輸入と再輸出

イギリスの綿製品の輸入額は1825年に1,810,591ドル, 1826年に1,714,788ドルであっ

た。これに対してメキシコおよび中南米諸国への再輸出額は、それぞれ、1,106,214ドル(約61%)と901,849ドル(約82%)であった。

この分析は、イギリス綿製品の合衆国への輸入が、そのきわめて大きな割合においてアメリカを仲継基地とした中南米向け輸出であったことを物語るもので、リーは、この分析結果に基づいて、イギリス製品の輸入がアメリカの国民的産業に不利な影響を及ぼすと主張し関税引上を迫っている「アメリカ体制」派の主張を批判する一方、当面のアメリカの不況の原因に関連して、次のような興味深い指摘を行なっているのである。

「南米市場は、大きく、しかも突然価格変動の起こることで評判なところである。この価格変動は、時に積荷に儲けをもたらずかも知れない。しかし、当委員会(ボストン市民会議執行委員会——楠井)の知るところ損失を被ることの方が屢々である」<sup>51)</sup>。

ここでは中南米市場を媒介にした英米両国の緊密な経済関係(相互依存性)と、こうした関係のもとで発生する恐慌の必然性が示唆されている。

このような事実関係は次の分析で補強されている。

(iii) アメリカの輸出品総額に占める国産品と外国品の割合。

リーは、公式の統計数字によりながら、合衆国の輸出総額が、1825年には99,535,388ドル、1826年には77,595,322ドルで、うち国産品は、それぞれ66,944,745ドル(67.3%)と55,655,256ドル(71.7%)、外国品はそれぞれ、32,590,640ドル(32.7%)と21,940,066ドル(28.3%)であったことを明らかにしている<sup>52)</sup>。この比率は、先にみた綿製品のばあいと比較すればはるかに低いが、それでも再輸出の輸出総額に占める比率が30%前後と相対的に高いことに注目しなければならない。さらに留意すべきは次の事実である。

(iv) 輸出総額に占める国産綿製品の割合と、

国産綿製品輸出のうち中南米諸国への輸出の占める割合。

1825年についてみると、国産綿製品の輸出総額は、1,138,125ドル(輸出総額に対して約1.5%)であった。そのうち、メキシコ、その他南米諸国への輸出額は、リーによると、711,959ドルで、約62.6%ときわめて高い数字を示している<sup>53)</sup>。

木綿工業が急速に発展を遂げているさなか、その輸出総額に占める割合は、まだ微々たるものに過ぎなかったこと。にもかかわらず、その過半が中南米市場向けであること。したがって、同市場を国内市場の延長と理解して、同市場に対する支配力のより以上の拡張を求める「アメリカ体制」派にとって、イギリスとの厳しい競争に直面せざるを得なかった事実が、ここに指摘されているのである。

しかし、リーによれば、その数字は、同じ1825年の合衆国を經由して当地へ輸出されたイギリス綿製品価格総額、1,106,214ドル(前出)よりも小さかった。さらに英領西インド経由、あるいは本国からの直送分を加えた同年の推定最小輸出額25百万ドルと比較してみると、実に3%にも満たなかったのである<sup>54)</sup>。

リーは、このような事実にもかかわらず、「アメリカ体制」派が南米市場でのアメリカ製品の優越を強調して、このことをアメリカ製造業の保護と結びつけていることに疑問を呈したのである。ボストンの貿易業者および海運業者にとっては、ここでイギリスと全面衝突することは望ましいことではなかった。かれらはどの国の製品であれ運送すれば利益になったから、対英協調路線を望んだのであった。

このことは、本分冊冒頭に検討しておいた中南米問題をめぐる英米外交交渉の経緯と重ね合わせて考察するとき、見逃すことの出来ない重要事実だったと思われる。

(v) 「北部」製品のイギリス本国または英領西インド向け輸出。

アメリカ「北部」産品(魚類、小麦粉、ロウソク、木材、木灰、亜麻仁、獣皮、獣脂その他)のイ

ギリス本国向けの輸出は、リーによれば、1825年に約1,200,000ドルであった。これに対して英領西インド向け輸出は、1825年に4,213,478ドル、1826年には4,798,765ドルであった<sup>55)</sup>。

リーは、アメリカ「北部」諸州、いわゆるポトマス河以北の余剰生産物が、「アメリカ体制」派の期待に反していかに英領西インド向け輸出に依存していたかをここで示しているのである。とくにわれわれにとって大切なのは、これらの貿易では、アメリカの海運業がほとんど独占状態をつくり出しており、イギリス船によるものは、僅か2%足らずであったというリーの指摘である<sup>56)</sup>。

(vi)「南部」産品(タバコ・綿花)の国産品輸出総額に占める割合。

『ボストン報告書』の著者がとくにこの項目に注目したのは、「アメリカ体制」派が「南部」の主要産品の輸出額を除外して、国内商業の重要性と外国貿易の重要性を比較していることに対する批判からであった。

ヘンリー・リーは、この方法が「かれら自身の目的を蔭蔽するか、公衆の心を誤れる方向に導くかいずれか」であると考えたのである<sup>57)</sup>。

かれは、この観点から、1796年と1825年の合衆国の輸出とそのなかに占める「南部」産品の構成比率の大きな変化に注目したのであった。すなわち、

1796年の輸出総額は40百万ドル。うち、タバコの輸出額は5百万ドル、綿花の輸出額は2百万ドルで、両者を合わせて僅か15%に過ぎなかったのに対して、1825年には、輸出総額66,944,745ドルのうち、「南部」産品の占める割合は約64.2%となった。輸出総額が5割以上の伸びを示したのに対し、タバコは、6,115,623ドルで2割強の増加、綿花は36,846,649ドルと約3倍の伸びとなったことがその原因であった<sup>58)</sup>。この間30年の変化は、綿花の輸出総額に占める大きな変化であったのである。リーはこの事実を無視して合衆国における外国貿易(外国市場)の役割を軽視したり、その国内商業(国

内市場)との比較を論じたりすることの誤りを批判したのであった。

このような『ボストン報告書』の主張は、ボストン海運業者と貿易業者の利益に立脚する立場からして当然のことであったといえよう。このことは、次の項目の分析にも反映されている。

#### (vii) 綿花の船積量と運賃その他の経費

綿花の船積量は970,000ペイルであったが、うち「北部」向け輸送(そのすべてはアメリカ船による)は、375,000ペイル。ヨーロッパ向け直輸送(その1/10が外国船による)は250,000ペイルであった。

「北部」向け綿花のうちヨーロッパへの再輸出分は250,000ペイルで、その殆ど(205,975ペイル)がニューヨーク経由のものであったことは注目に値する<sup>59)</sup>。

リーは、これらの綿花の輸送に伴う運賃その他の経費を6,431,100ドルと推計し、それが、アメリカの海運業者その他に帰属すること、したがってこの発達が一層進めば、これによって創出される需要によって関連産業に新しい追加的雇用と資本投下が促されると論じた<sup>60)</sup>。

#### iii. 「アメリカ体制」派の貿易政策批判

さてわれわれは、ここで、「アメリカ体制」派に対するヘンリー・リーの批判をより突込んで検討しておかねばならない。第1に考察すべきは、「アメリカ体制」派が保護主義を合憲だとしていることに対するリーの批判である。

保護主義を合憲だとする「アメリカ体制」派の主張は、「南部」から提出された違憲論に対する反批判として、ハリスバーグ大会で主要な役割を演じたG・ティビッツ(Tibbits, N. Y.), M・ケアリー(Carey, Pa.), H・ナイルズ(Niles, Md.)によって主張されたものであった。同大会でかれらは、政府が製造業を保護する権限が、「外国との通商」、「諸州間の通商」および「インディアン諸部族との通商」(合衆国憲法第1条第8節)と同様、連邦議会に賦与された権限だと主張したのであった<sup>60)</sup>。

ヘンリー・リーは、これに対して、このよう

な主張は、「アメリカ憲法の精神および目的について通常抱かれている考え方と一致するものでない」、「奇妙で、われわれの殆どすべての者を驚かせる教義」であるとして否定しながら<sup>61)</sup>、「アメリカ体制」派がその論拠とした1789年7月4日制定の関税法(ハミルトン関税法)<sup>62)</sup>のつぎの文言の吟味を行なうのである。

「輸入される商品 (goods, wares and merchandise) に関税を課すことは、政府の維持、合衆国公債の弁済、製造業の奨励と促進にとって必要である」<sup>63)</sup>。

「アメリカ体制」派はこの規定から合衆国憲法のもとでも製造業の保護はすでに容認されているのだと主張した。

これに対して、『ボストン報告書』は、つぎの事実を引用して反論するのである<sup>64)</sup>。

「わが反対者が用いている保護の意味は、国内で生産できるものの生産を妨げる可能性をもった一切の外国品の輸入を停止することである」。(傍点は原文イタリック) ところが1789年の関税法はそのような意図をもっていなかった。毛織物と綿製品に対して5%の関税を課しているに過ぎない。

現行関税法(1824年5月制定)では、綿製品に対して20%から90%ないし100%、毛織物に対しては38%の関税を課しているし、前議会で廃案となった「毛織物工業保護法案」では139%まで引上げるよう提案された。それだけではない。ハリスバーグ大会では、両製品の関税率はさらに一層引上げられるよう提案されているのである。しかも両者のこのような相違は、ただ関税率の相違に現われるだけではない。全輸入品目に課せられた従価税総額を比較してみると、一層驚くべきものとして現われる。

そして次のような結論を導き出すのである<sup>65)</sup>。

1789年の連邦議会は毛織物の輸入を禁止する意図をもっていなかった。毛織物の消費を減ずるような関税を賦課する意図さえもっていなかった。

この法律を提出した人々は、……引用された言葉そのものによって、同法の主たる、そして実際のところ唯一の目的が、連邦政府を維持するための財政収入の調達と合衆国の債務の弁済にあったことを知悉していた。したがって製造業の保護はまったく第二義的で付随的なものであり、むしろ、国家を租税制度と和解させるために、同法のもつ有益な諸効果の一つを別の効果と結びつけさせる性格のものであったと言われてよいものである。(傍点は原文イタリック、文中……は楠井)

『ボストン報告書』のこの反論はまさしく正鵠を射たものといえよう。「アメリカ体制」派は、ヘンリー・リーが批判しているように、憲法を拡張解釈して、国民経済を構築するための理論と政策を提案しつつあったのである。

歴代の大統領、ワシントン、アダムズ、ジェファソン、マディソン、モンローが、製造業を保護したとして、その既成事実を論拠に自らの立場の合憲性を立証しようとしている「アメリカ体制」派の主張に対しても、ヘンリー・リーは同様に鋭い批判を浴せかけている<sup>66)</sup>。

しかし、ここでわれわれにとって最も興味ぶかいのは、同じ文脈において「アメリカ体制」派が、「ハミルトン体制」を自分たちの政策の淵源だと主張していることに対するリーの反論である。

『ボストン報告書』はつぎのように述べる<sup>67)</sup>。

独占と禁止に賛成して引用されているすべての権威のなかで最も許し難く利用されて来たものは、アレグザンダー・ハミルトンの名前であり、著作であった。……わが反対者がこのきわめて有名な人物の意見として頼みにしている資料は、有名な『製造業に関する報告書』である。……

この報告書のなかで、ハミルトンは、製造業を起こす利益を詳細かつ精密に調査した。製造業を営む際の設備や、製造業を促進する上での最良の方策についてである。しかし、ハミルトンは、自分の意識を完全に製造業だけに限定せず、穀物、綿花、大麻、亜麻等々の農産物にも観察を挙げた

し、最良の国内運送機関や運河その他の改良にも同様に意見を述べ、ある物品に対する輸入税の引上げや、事実上輸入税と同じものだと考えた他の物品に対する奨励金の引上げをも提案した。……ハミルトンが見出したものは歳入の目途も立たない、信用もない<sup>カントリー</sup>国であった。新しい不安定な政府であった。多くの人は、この政府の強さも永続性も信頼に足らぬと思っていた。独立戦争がこの国家を貧しいままに放置していた。ハミルトンがその諸報告書を作成した時、公債は54百万ドルにもものぼっていた。……われわれは、この公債の利子でさえ、そしてその年の当座の諸経費さえ、支払うあてもない状態にあった。かかる時点には、政府の存立そのものは、公信用を堅固にして永続的な基礎の上に確立することにかかっているように思われたのであった。

ハミルトンは、租税制度を創設し、組織化するよう要請された。『製造業に関する報告書』の主たる目的は、それ以前に公表された『公信用に関する報告書』を支持し、そこで提案されている新設の、引上げられた関税に付随して生じる諸利点のすべてを提供することであった。国家がさらなる課税の必要にもっと和解するように、輸入税を課すのに適切な別の対象物に政府の注意を呼び起こすことであった。同時に諸他の報告書と結びつけて、政府の権限のなかで、この時期にはまだ疑惑の念をもって見られたか、よく理解されていなかったある種の権限を明確化し、強化することであった。……

ハミルトンが採用し、すべての人が公正な原則だと認めた最も重要な原則は、贅沢品には高率を課し、生活必需品に対しては低率を課すことである。したがって、当時奢侈品と考えられていた茶、砂糖、コーヒー、ブドウ酒、酒類に対しては高い関税が課せられた反面、それなしにはわれわれが存在しえない綿製品や毛織物に対しては、低い関税が課せられた。ところが、現在「アメリカ体制」の擁護者によって行使されている原則は、第一級の生活必需品のあるものに、最高の関税を賦課することである。しかも、粗製品の度合に応じて関税を引上げることである。(傍点は原文イタリック、文中……部分は楠井)

生活必需品の国内自給の原則、そして自国で生産できるものはすべて国内で自給するという原則が他でもなく「アメリカ体制」派の最大の眼目であった。そしてこれがいま、貧者に過酷な税、富者に寛大な税！ というキャンペーンのもとで厳しく批判されているのである。

建国期に国家財政の確立を焦眉の課題とした「ハミルトン体制」と、それから30年後国民経済の構築を最大の政策課題とした「アメリカ体制」の相違が、明確に浮彫りされていることに注目されたい。時代も変わり、政策理念も変化しているのであった。こうしたなか『ボストン報告書』は、この相違を突きつけて、自らの政策の合憲性を主張する「アメリカ体制」派の見解を批判したのであった。

#### iv. 『ボストン報告書』の世界経済認識

第2に考慮すべきは、「アメリカ体制」派を批判するさいのリーの世界経済認識である。

「アメリカ体制」派は、繰り返し検討して来たように、1819年恐慌に強い関心を示し、その原因の解明と克服策を模索した。そして、恐慌および不況を惹き起こす最大の原因として、正貨の海外流出を導き出すマイナスの「貿易差額」に求めたのであった。かれらが国民的生産力の増強、とくに高関税政策による製造業の保護育成政策を重視した理由は、この政策こそ、アメリカの輸入を抑え、輸出競争力を高め、恐慌および不況の原因を形づくったマイナスの「貿易差額」を縮小ないし除去する最善の方策だと考えたからであった。

『ボストン報告書』は「アメリカ体制」派のこのような考えを根本的に批判し、やがてその後10~20年後に確立してくるイギリス中心の自由主義的世界経済体制、そのなかで演ずるアメリカ経済の役割を、資金の現実的流れに即して、先取りした形で展開するのであった。

ヘンリー・リーは、「アメリカ体制」派が後生大事に遵守している「貿易差額」(balance of trade)なる概念を、「すべての文明人の心からはずっと以前に消滅してしまった<sup>マニファクチャリングシステム</sup>重商主義体制

の、惨めったらしく、しかも、とっくに論破されてしまった誤りの一つ」だと論じた<sup>68)</sup>。

リーは、「アメリカ体制」派がマイナスの「貿易差額」なる概念で表現しているつぎの三つの場合のそれぞれについて論評を加えつつ、イギリス向けに集中されつつある巨額な遊休資金の存在と、そこに集中された資金の、さまざまな原因に基づく諸他の国々への移動のメカニズムを描き出すことに成功している。

まず、リーは、海外への資金流出を、マイナスの「貿易差額」の結果だと無前提に捉える「アメリカ体制」派の見解を批判しながら、この時期から目立ち始めた遊休資金のイギリスへの集中の理由を明らかにした。

リーは、「イギリス宛の為替手形が、貿易動向、地金価値の変動、資金不足等々の原因で、時折変動しながら、過去数年間に名目で7~12%、平均して恐らく10%も上昇した」事実を認めた<sup>69)</sup>。しかし、この事実をもって合衆国の対英貿易の赤字のしるしだとみる「アメリカ体制」派の見解に対しては、「このような結論ほど誤ったものはない」と、事実をもって批判した<sup>70)</sup>。そしてつぎのようなきわめて大切な問題を提起しているのである<sup>71)</sup>。

グレート・ブリテンへ送られた船荷の代金からであれ、世界の他地方で売却されイギリスへ回送された船荷の代金からであれ、資金はなぜイギリスで要求されているのか。資金はなぜイギリスで蓄積されているのか。そして資金は、なぜ、イギリス製品の輸入に支払をなすために一部を留保したあとで、イギリスからふたたび種々の通商目的で、フランス、ドイツ、ロシア、中国、インド等へ配分されるのか。

リーはその理由として「アメリカの一切の商業諸取引カンタイル・ディーリングスの中心としてのイギリス」の意義を強調した。そして集中の動機として、「イギリスにアメリカの資産を集中しておくのが便利」だからなのだという<sup>72)</sup>。

アメリカの遊休資金のイギリスへの集中が、取引の清算のために、この時期、かなり一般的になりつつあった事実が容易に知られるであろう。イギリスへの資金の移動ないし集中傾向に伴って、ポンド為替に絶えずプレミアムが発生する傾向があった事実。リーは、このことを重視していることに注目されたい。このような事実認識は、貿易収支や資本収支を表面的にしか見ないで、その赤字を直ちにアメリカ経済の危機に結びつけた「アメリカ体制」派にはない。

つぎにリーは、「対英債務」をもってただちにイギリスに対するマイナスの「貿易差額」の指標とみた「アメリカ体制」派の見解を批判しながら、その後のアメリカ合衆国の経済発展にとってきわめて大切な意味をもつことになる外国（とくにイギリス）資本の導入問題を、これとの関係で論じた。

もしグレート・ブリテンがわが国に対して2000万ドルの債務を負ったとすれば、この資金に対してポンド為替にプレミアムが発生する程の需要が起こったといてよい。他方、わが国が同額の債務をイギリスに負ったとすれば、ポンド為替が額面価格以下で売られるほどの貨幣に対する需要が合衆国で起こったといてよい。それゆえ外国為替相場の変動は、イギリスに対する貸借の状態を示す確実な証拠などではない。イギリスで年々借入契約が行なわれていることは、イギリスに対して（合衆国が——楠井）不利益な貿易を行なっている事を示すものでもない<sup>73)</sup>。（傍点は原文イタリック）

合衆国銀行その他の諸機関は、時折、アメリカで手に入れられうるよりも低い金利でイギリスで巨額な資金を借入れて来た。そして、この借入資金に基づいて転貸し、恐らく1~2%の利益を得たかも知れない。……外国からの借入れの効果は、ある州の他州からの借り入れと全く同じである。オハイオ州は、農産物をニューヨークへ送り、これを200万ドルで売却する。その上ニューヨークで200ドル借入れる。そしてそれを正貨または商品の形でオハイオ州にもちかえる。正貨か

商品かの選択は、たまたまどちらがオハイオ州で最も必要とされたかにかかっている<sup>74)</sup>。(……は楠井)

『ボストン報告書』が批判している「アメリカ体制」派によれば、これはマイナスの「貿易差額」、すなわち、オハイオ州の側からみて利益にならない取引 (unprofitable business) を示すものであった。「借入れられた200万ドルの資金をもって、オハイオ州がその額の2倍にも相当する運河を建設することになろうともそうであ」った。リーは、合衆国のイギリスに対する借入れ額は、「アメリカにおける資金需要がイギリスにおけるよりも大きいことの指標」であって、それ以外のものではないとみた。そしてつぎの興味ぶかい事実を例証として掲げている。

もしロンドンで3%の利率で貨幣が借入れられ得、アメリカで6%の利率で転貸されうるならば、巨額な借入をする方が得策となろう。もしわれわれに十分信用があるならば、資本の稼働によって(アメリカで——楠井)金利が低落するまで、われわれはこのことをするだろう。しかるに、過去数年間、利子と借入れを行なうための手数料がイギリスで、アメリカの貨幣の価値(利子——楠井)と同じくらい高い利率になってしまった結果、われわれは巨額な資金を借入れることができない<sup>75)</sup>。

さらに次のように述べる。

もし新しい資本の導入の効果が怠惰な習慣を創り出し、勤労への刺激を減殺するようならば、富の蓄積を減ずるかも知れないので有害となるだろう。しかし、他方、その効果が人々の労働を促し——公<sup>パブリック・イムプロヴメント</sup>的改善をなし——商取引、製造業、農業を拡張するならば、その結果は有益であり、資本蓄積を増進することになろう。それゆえ勤勉さと知識が豊かに存在するわが国のような国では、海外で債務を創造し、かくしてわが国の資力を増進する傾向がきわめて大きくなる<sup>76)</sup>。

「対外債務」の発生原因を二国間の金利差に結びつけ、しかも外資導入をアメリカの国内投資との関連で論じたりーの「アメリカ体制」派批判に注目されたい。

続けて、リーは、「アメリカ体制」派お得意のつぎの命題——「輸入超過を埋合わせるために、わが国は、海外に『わが国の保有しているすべての金と大部分の銀』、それに『極めて巨額な公私の有価証券を送らざるを得ない。かくして、輸入品の支払のために、この国土が抵当にいられる』(傍点は原文イタリック)という命題<sup>77)</sup>を批判しながら、この時期の金銀正貨の国家間移動とアメリカの有価証券の海外流出の真の意味を解明してゆくのである。

ヘンリー・リーは、金の海外流出、とくにイギリスへの流出の主な原因を、アメリカの金銀法定比価の市場比価との差異に求めた<sup>78)</sup>。かれのこの認識は、当時すでに一部の人々に認識されつつあったもので、やがて、1834年の貨幣鑄造法 (Coinage Act, June 28, 1834) 制定 (1792年法の改正) につながってゆくものであった。

合衆国は1792年制定の貨幣<sup>コイン・アク</sup>鑄造法で法定比価1:15の金銀複本位制(371.25グレインの銀または24.75グレインの金をもって1ドルとする)を採用した<sup>79)</sup>。ところが、1:15の法定比価は、1820年近くになると市場比価からかなり乖離するようになっていた上、1816年の法律(56 George III, c 68)でイギリスが金本位制度を樹立(純金113.0016グレイを1ポンドと定める)、1821年5月からイングランド銀行券が金貨兌換を再開するにおよび、新しい事態に直面するに至っていた。先にもみたように決済手段としてイギリスに資金が集中されるようになり始めていた上、合衆国では金が過大評価されていたために、金は商品として海外へ流出したのに反し、銀は国内に留まり、流通手段として多用されるようになっていた。リーは、このような事態を「アメリカ体制」派がマイナスの「貿易差額」によって齎された由々しき事態だと短絡的かつ一面的に捉えた点を批判したのであった<sup>80)</sup>。



それだけではない。リーは、「正貨の自由にして恒常的な流出は国家にとって不利益なものだ」という「アメリカ体制」派の見解をもつぎのように批判した<sup>81)</sup>。

金をイギリスへ送る目的は、綿花やタバコを送る目的と同じものである。イギリスではアメリカよりもその価値が高いからである。同様の理由から、金はキューバやその他の国々へも送られている。他方、われわれは、アメリカよりも価値の低い他の国々から不断に金銀を受けとっている。1826年には、金地金と正貨を\$4,098,678輸出したが、\$6,880,966にも達する額を輸入した。1825年にはわが国の貴金属の輸出は\$8,797,055であったが、輸入は\$6,150,825であった。……正貨の輸出は、他のすべての通商部門と同様に変動している。コーヒーや砂糖のような商品品目と同様である。……市場の動向を見守るのが仕事である商人は、自分の利益のために入用な時には正貨を輸入するし、それが<sup>カンツリー</sup>国の要求以上に蓄積されているときには輸出する。それゆえ……金が〔合衆国で——楠井〕相対的欠乏しているのは、わが国と通商関係にある殆んどどの国よりも、わが国の金の価格が銀との対比で低いことから発生しているからである。これが事実であるかぎり、金は絶えず海外へ輸出され続けるし、流通手段は殆んど完全に銀で供給される。……貴金属に対してわれわれが有する唯一の用途は流通手段であり、製品の原料としてである。これらの目的に必要なとされる以上の余分な貴金属は、過剰なタバコや綿花以上に、国内に留めおく用途も利益もない。

だから、正貨の輸出は、国にとって有害どころか有益である。(……は楠井)

ヘンリー・リーのこのような主張を支えているものは、ほかでもなく、つぎの認識であった。すなわち、「一国に正貨が豊富に存在することは富の兆候の一つではある。しかし、原因ではない。わが反対者は、この問題について国の豊かさは貴金属の所有量に比例しているかのごとく論じている。金銀は富ではある。しかし、小麦粉、鉛、綿花その他、交換価値を有するもの

以上のものではない<sup>82)</sup>。(傍点は原文イタリック)

かくてリーは自信をもって「アメリカ体制」派批判の核心ともいべきつぎの議論を展開するのであった。

「<sup>ペーパー・カレンシー</sup>紙券の自由な輸出はわが国の紙券を混乱させ減価させる<sup>83)</sup>」と「アメリカ体制」派はいう。しかし、これは誤りである。「減価した紙券はその保有者に不安を起こさせ」、<sup>84)</sup> 鑄貨との交換を促し、「鑄貨を流通から排除する」。「他方、正貨の輸出は、通貨を減価させている過剰発行を阻止し、諸銀行に対して溢れるばかりに発行された紙券の回収を強制することで、通貨の状態を健全な状態に回復させる傾向をもっている<sup>84)</sup>。

「アメリカ体制」派は、正貨流出に伴う銀行の急激な紙券回収こそ、恐慌を喚び起こす「金融引締」策そのものと理解した。ヘンリー・リーは、この「紙券回収」こそが通貨の発行状態を健全な状態に導く神の摂理だと理解した。前者は恐慌が起こる前に人間の英知を用いて予防措置をとるべきだと主張した。後者は、通貨発行を「自由放任」の原則に従わせることこそ神の意思だと論じた。

「アメリカ体制」派にとって1819年恐慌こそ理論と政策形成の出発点であった。かれらはここから出発し、恐慌の原因と克服の方策を理論的に追究し、現実の政策に役立てようとした。だがリーは、いままさにこの「アメリカ体制」派の恐慌理論を痛烈に批判して、自由放任政策の効用を謳い上げているのである。かれの想い画いている世界は、「旧植民体制」崩壊後イギリスを中心に再編成されようとしている自由放任の<sup>コスモポリタニズム</sup>四海同胞主義的世界経済であった。

このことは、きわめて愛国者的・国民主義的発想を帯びている「アメリカ体制」派のアメリカ有価証券の海外流出に対する憂慮への批判のなかにも現われている。

リーは、アメリカの国債がもともと独立戦争期に発行されたものであったこと、そしてその後、ルイジアナやフロリダの買収その他の原因

で発行され、巨額に累積したこと、しかし、にもかかわらず、それは、決して「アメリカ体制」派が憂慮しているように、輸出代金の支払のために発行されたものではなかった事実を指摘したのであった。そればかりではない。当時(1827年)2,000万ドルと推計されている国債残高のうち、ヨーロッパへ流出したと考えられているものの一部が、海外に居住する合衆国市民によって所有されており、そのうち約100万ドルが数人のフィラデルフィア市民の所有である事実に注意を喚起しているのである<sup>85)</sup>。

リーは、また、合衆国銀行株式、ニューヨーク・エリー運河債、ニューヨーク市の若干の銀行株式等、大目に見積って全体で約1000万ドル弱の有価証券が、外国人に所有されている他、私的な(個人的な)対外債務も推計約200万ドルに達している事実に言及している。しかし、リーは、これらの外国人保有の有価証券が、国内投資を促す外資導入の見返りとして機能していることを指摘し<sup>74)</sup>、さらに、その金額が国内の銀行やコミッション・エイジェントに負っている商人の負債残高を下回っている数字だと述べて、「巨額な国債が海外に送られており、わが国はイギリス商品の支払のために、この国土を抵当に入れている」という「アメリカ体制」派の「宣言がまったく根拠なきもの」であることを明らかにしたのであった<sup>86)</sup>。

以上、われわれは、「アメリカ体制」派を批判する『ボストン報告書』のなかから、どうしても検討しておかねばならないと思われる興味ぶかい主要な論点をかなり詳細に考察して来た。『ボストン報告書』の主張が、いかにイギリス中心に新たに再編成されようとしている世界市場に自らの現実的存在基盤をおいていたかがわかるであろう。リーはこの立場から関税のさらなる引上げに反対した。この『報告書』に対しては、フリードリヒ・リストが批判論文を書いた。下院歳入委員会は『マックダフイー報告書』を纏めて全面的に支持した。

1828年大統領選挙の年にこれら賛否両論の二論文は公表される。われわれはつぎの分冊においてこの二つの歴史的文献を対比的に取上げながら、長々と論述して来た「保護関税政策の経済的效果」に一応の結論を出すことにしたい。そのなかで今まで論述して来た議論のすべてが総括されるであろう。

## 注

- 1) ダニエル・ウェブスターは、先に見たように、1820年、1824年の関税論争時には、「アメリカ体制」を批判する自由貿易擁護のチャンピオンとしてめざましい活躍をしたが、1827年の毛織物工業保護法案の提出時から、ニューイングランドの製造業を保護する穏健な保護主義者に転向して、人々を驚かせた。ウェブスターの変節または改宗として知られている事柄である。
- 2) 「モンロー宣言」は、周知のように、次の三つの原則で構成された。(1)「隔絶の原則」(Abstention): ヨーロッパ列強間の紛争に巻き込まれることを抑制する「非同盟」の原則、(2)「非植民地化の原則」(Non-Colonization): ヨーロッパ諸国の南北両アメリカ大陸に対する植民地化に反対する原則、(3)「非干渉主義の原則」(Hands Off the New World): 新世界に建設された新しい国家に対する非干渉の原則、がこれである。S. F. Bemis, *John Quincy Adams, and the Foundations of American Foreign Policy* (The Norton Library), New York 1973, pp. 363-364, 364-366, 366-369.

ベームスによれば、このうち「隔絶の原則」は、もともと建国の父祖の創造物で、とくにワシントンによって古典的な形で表明されたものであった。その起源は、ワシントンによる中立宣言(1793年)および1796年のジョージ・ワシントンの「告別の言葉」(Farewell Address)に発するといわれている。モンロー政権の国務長官で「モンロー宣言」の起草に貢献したJ・Q・アダムズは、この基本的考え方を踏襲した。(2)「非植民地化の原則」と(3)「非干渉主義の原則」は、アダムズの創造物であった。かれは、合衆国が北アメリカ大陸と運命をともにする国家になると、神および自然によって申し渡された国だと早くから信じていた。かれは、この観点から、ヨーロッパ列強のラテンアメリカ支配が、スペイン(ポルトガル)から他のヨーロッパ列強(カリフォルニアのロシア、メキシコのフランス、キューバのイギリス)へ簡単に移りゆくことに反対した。No-Transfer Principle. ジョージ・ワシントンの「告別の言葉」

については、『原典アメリカ史』第2巻(岩波書店, 1951年), pp. 443-455 (小池偉雄の「解説」および翻訳), 「モンロー宣言」については, 同書, 第3巻(岩波書店, 1953年), pp. 132-153, (本橋正の「解説」および翻訳)をも併せ参照。

- 3) 1824年の大統領選挙は, A・ジャクソン, J・Q・アダムズ, W・H・クローフォード, H・クレイの4人によって争われたが, 大統領選挙人による得票は, それぞれ, 99: 84: 41: 37で, いずれも過半数に達しなかった。したがって大統領の選出は上位3候補者のなかから連邦下院の投票によって行なわれることになり, その結果, アダムズが当選した。この選挙をめぐる、クレイの支持票がアダムズに流れたという噂が拡がり, H・クレイの國務長官就任もかかるアダムズ=クレイ連合の所為とされた。この「スキャンダル」は, 「アメリカ体制」派の政策に対する反対派(ジャクソン派)の活動に有利に展開し, 1828年選挙でのジャクソン当選につながっていったとされている。さし当り, Bemis, *op. cit.*, pp. 537-538, を参照。
- 4) Anna L. Lingelbach, William Huskisson as President of the Board of Trade, *The American Historical Review*, XLIII/4 (July 1938), pp. 759-774, を参照。また, この間の事情を要領よく簡潔に整理した吉岡昭彦編著『イギリス資本主義の確立』(御茶の水書房, 1968年)第2篇, 第2章「自由主義経済政策の展開と構造」(吉岡昭彦稿)を是非参照。さらに北野大吉『英国自由貿易運動史——反穀物法運動を中心として——』(日本評論社, 1943年)も参照。1823年にハスキソンがその長に任命された<Board of Trade>は, 1786年8月23日, 枢密院の命令で, その一委員会(a committee)としてウィリアム・ピットによって設置されたものであった。これは, 政府の外局(extensive department)に発展してはいたが, 本来は諮問機関であったに過ぎない。ハスキソンはその長に就任するに際し, 入閣を条件とした。ハスキソンを商務大臣と呼ぶのは, その限りにおいてである。なお, <Board of Trade>の成立過程については, Anna L. Lingelbach, *The Inception of The British Board of Trade*, *The American Historical Review*, XXX/4 (July 1925), pp. 701-727, を参照。
- ところで, この改造リヴァプール内閣の「自由化政策」は長く続かなかつた。1827年4月病気でリヴァプール伯が退陣。それを襲ったキャニングも同年8月死去。代ったロビンソン(グッドリチ子爵)も閣内不統一で辞職し, 残されたハスキソンも, 新しく成立したウェリントン内閣で植民地大臣となったが, 意見不一致で辞職

したことで, 1828年までには, 政権は, ウェリントンを中心とする保守的な「純粹トーリー派」に復帰したからである。吉岡, 前掲書, p. 393。

政策体系としての「アメリカ体制」を推進したJ・Q・アダムズ政権は, したがって, 「自由化政策」推進の第一歩を画したイギリスにおけるリヴァプール改造内閣の時代と, ほぼ完全に照応していたことに注目されたい。われわれにとって興味ぶかいことは, イギリスにおける政策変更をめぐる利害対立が, 合衆国にそのままの形で反映して, 国内の利害対立を惹き起こしている事実である。

- 5) Bemis, *op. cit.*, pp. 450, 538-539.
- 6) ベーミスは, アダムズの対外政策がその後のアメリカ外交の基本的政策となったことを強調して, そこで打出された原則を次のように整理している。(1)主権の独立(sov<sup>er</sup>ign independence), (2)公海<sup>の</sup>自由航行, (3)通商および航海の自由, (4)ヨーロッパ列強の同盟または戦争等からの隔絶, (5)スペイン帝国解体から生じる新世界の主権国移転の拒否, (6)合衆国の西方拡張, (7)民族自決(南米諸国の独立承認), (8)新世界の非植民地化, (9)新大陸新興国に対する非干渉, (10)合衆国に移住した者に対する国籍離脱権, 帰化権および投獄禁止, (11)アフリカ奴隷貿易の禁止, (12)汎アメリカニズム。新大陸諸国の連合, (13)イギリスとの国境紛争等の解決, (14)反帝国主義。Bemis, *op. cit.*, pp. 566-572.
- 7) 楠井敏朗『アメリカ資本主義と民主主義』(多賀出版, 1986年), 第3章「アメリカ資本主義と日本開港」を参照。
- 8) Bemis, *op. cit.*, pp. 436-447.
- この間の事情について, ベーミスは次のように言う。「実際のところ, アダムズには, キャニングがイギリスの保有する制海権を放棄するとは, ほとんど期待できなかつた。同様に, アダムズが公海上の自由航行に対するアメリカの要求を放棄することも, イギリスの外務大臣(キャニング——楠井)には, 期待できなかつたのである。イギリス海軍は世界の力の均衡を保持していた。だから, かれの眼にイギリス帝国の生得の権利だと映った海上権を放棄してしまうことなど, キャニングにどんなに期待してもできない相談だったのである。イギリスが制海権を掌握していた世紀に公海上で発生する私的な紛争行為を放棄してしまうことなど, 彼にはとても考えられなかつた」。Ibid., p. 444.
- 9) 「航海条例」は, 競争国オランダ商業資本を新大陸貿易から閉め出すこと, 新大陸の英領植民地を本国の経済的利益に直属させることを目的に制定されたものである。この目的は, クロムウェル航海条例(1651年)に始まり, 1660, 1663,

1673, 1690年の各年に次第に強化されていった。

1651年の航海条例は、イギリス向けの植民地輸出品は、イギリス船で運搬さるべしと規定した。1660年の条例では、「列挙品目規定」を設けて、タバコ、砂糖、綿花、藍玉などをイギリス以外に輸出することを禁じた。1663年の条例では、諸外国から植民地に輸入される物品は、まずイギリス港湾を經由し、そこで関税を定むべしと定めた。V. S. Clark, *History of Manufactures in the United States*, Vol. I (1607-1860), Washington 1929, rep. ed., 1949, pp. 16-19; 宇治田富造『重商主義植民体制論』I (青木書店, 1961年), 第3章; Vernon G. Setser, *The Commercial Reciprocity Policy of the United States, 1774-1829*, Philadelphia 1937, p. 3, を参照。

10) 北野, 前掲書, pp. 187-188.

11) 米仏通商政策の原型となったものは、ベーミスによれば、1778年の通商条約であった。これは「米仏同盟」と抱き合わせて締結されたものであった。続いて、1800年の通商条約では、とくにその第6条と第11条で、合衆国とヨーロッパにあるフランス共和国領のすべての港の開放とこれら米仏諸港間の、最恵国待遇、無条件自由の通商および航海が認められた。さらにルイジアナ割譲の際の1803年の条約では、ルイジアナ所在の諸港に入港するフランス船に対して、最恵国待遇の規定が設けられた。

ところが、王政復古後、フランスはこのような友好関係を廃棄し、差別関税政策を採用し、米仏間海運の自国船独占をはかった。すなわち、外国船でフランスに輸入される財に対しては高率関税を賦課する一方、フランス船で輸入される財に対しては、低関税を賦課する差別関税政策である。したがって、合衆国からフランスへ輸入がはかれる場合には、運送費を上回る多額の追加税が課せられることになった。このような合衆国にとって不利な貿易政策を採用しながら、フランス政府は、他方、1803年の条約を楯にルイジアナ諸港へのフランス船の最恵国（つまりイギリス船並み）の入港を要求した。その結果、両国間に論争・衝突が起こり、調整のための努力が必要となった。

合衆国政府は、フランス諸港に輸入品を積載して入港するフランス船と同じ条件をアメリカ船舶にも認めた場合にのみ、ルイジアナはもとより、アメリカ合衆国のすべての港へのフランス船の入港をアメリカ船と同じ条件で認めようと提案した。フランス政府は、彼我の海運力においてフランスの不利を自覚していたので、これを拒否した。このため両国間で差別関税強化の報復合戦が続いた。

しかし、このことは最終的に、一つは第三国の米仏貿易独占を許す結果を招いたこと、いま一つは、フランスへ輸出される「南部」産綿花に対する差別関税の強化（アメリカの綿花プランターと海運業者いじめ）として現出する結果をもたらした。そこで、合衆国も自由貿易に固執せず、事態を妥協において解決しようとした。その妥協策がよく知られる、米仏間の海運業を両国間でそれぞれ1/2ずつ維持するという妥協策「慎重に考慮された互惠差別の原則」(principle of measured reciprocity of discrimination)であった。Bemis, *op. cit.*, pp. 448-457.

12) ベーミスは次のように述べている。「ジョン・クウィンジイー・アダムズは、国務長官時代の初期にロンドンでイギリス政府と交渉し、航海条例によるイギリスの植民地独占の制度が時代遅れのもので、利益に乏しいものだと論じたが、聞き入れられなかった。リバプール卿のトリー党政府は、イギリス帝国の保持して来たこの伝統的利権をあえて放棄しようとはしなかったのである。星条旗を西インド諸島とカナダから排除しようとして主張されているさなかに、合衆国がとりえた効果的な対応措置は、ただ一つしかなかった。「西インド貿易に従事しているイギリス船を合衆国の諸港から閉め出すか、あるいは少なくともこれらに追加的関税を賦課するか」のいずれかであった。イギリス外相キャスルリーは、アメリカ側のこの対抗措置に驚いた。「結果は、関係当事国すべてにとって益のない貿易戦争である。しかし、このことで最も大きく打撃を受けたのは、英領西インド諸島であった。1818年の交渉で、この問題を満足ゆくよう調整できず悲嘆にくれたアダムズは、連邦議会に差別税法の制定を吹き込んだ」。

「1817年、1818年、1820年に制定された諸法律は、合衆国船の入港を禁止した諸港から訪れるイギリス船に対して、超過噸税を賦課した。そして最終的に英領植民地で産出された生産物を当地から直接輸入するのでないかぎり、イギリス船のアメリカ港への入港を完全に排除した」。(An Act supplementary to an act to regulate the duties on imports and tonnage, Approved, Jan. 14, 1817 [*Annals of the Congress of the United States, 14th Cong., Second Session*, p. 1277]; An Act concerning tonnage and discriminating duties, in certain cases, Approved April 20, 1818 [*Ibid.*, 15th Cong., First Session, pp. 2586-2587]; An Act to continue in force the act passed on the twentieth day of April, one thousand eight hundred and eighteen, entitled "An act supplementary to an act, entitled 'An act

to regulate the collection of duties on imports and tonnage' passed the second day of March, one thousand seven hundred and ninety-nine", and for other purposes, Approved, April 18, 1820 [*Ibid.*, 16th Cong., First Session, pp. 2576). 1818年に制定された法律は、カナダ経由で合衆国とかかわりをもつイギリスの西インド貿易を阻止するための法律であった。1820年の法律によって英領西インド植民地の繁栄は決定的な打撃を被った。これに較べれば、アメリカの輸出入業者の被害はそれほどでなかった。結局、合衆国は、この貿易戦争でイギリスに勝利した。かくして「1822年、イギリス議会は譲歩した。イギリス議会は、アメリカ船に対して多くの植民地港を開放した。しかし、そこに輸入さるべき品目を僅かに合衆国産の列挙品目に限定した」。すなわち、カナダ産品と競合しない産品に限定したのである。そればかりでなく、英領植民地産品の合衆国への輸出を、イギリス船とまったく同じ条件のものに限定したのであった。

しかし、この法律には、次の留保条件が付けられていた。一つは、合衆国に示されたこの優遇措置が、イギリス船のアメリカ港への自由入港と引換えになされたこと、いまひとつは、カナダから英領西インド諸島へ輸入される産品には、特別に低率の優遇税率を賦課する自由が注意ぶかく設けられたこと、以上である。

モンロー政権は、それゆえ、この法律のなかに真の「互惠関係」を見出すことが出来なかった。ジョン・クウィンジー・アダムズの指導のもとで、「連邦議会は1823年3月1日制定の法律でこれに対応した」。その法律は、イギリス船に対して合衆国諸港を開放した。しかし、この同じ法律は、そのイギリス船を、アメリカ船に最近開放したイギリス植民地から訪れる船舶に限定したばかりではない。大統領に対して、先にみた植民地間通商の利点をイギリスが放棄しないかぎり、イギリスで輸入される植民地産品に対して10%の差別税を賦課する権限を与えたのであった。明らかに報復措置であった。イギリス政府は、これに対してさらなる報復措置を講じた。すなわち、英領植民地に入港する米船には、1*t.*に当して4*s.* 3*d.*の頓税を課するという法律の制定がこれである。(An Act supplementary to an act to amend an act, entitled "An act to regulate the collection of duties on imports and tonnage", passed second March, one thousand seven hundred and ninety-nine, and for other purposes, *Annals of the Congress of the United States, 17th Congress 2nd Session, 1822-1823*, pp. 1348-1360).

1823年12月の「モンロー宣言」は、ジョージ・キャンニングを怒らせた。かれは、合衆国とのあいだに進められて来た懸案の西インド貿易交渉に対する関心を急速に失い、それをハスキソンに委ね、自らは南米問題に集中した。「ハスキソンは、イギリスが有していた植民地間貿易の優先権を放棄することを拒絶した。それがイギリスの全植民制度を構成するきわめて大切な部分だったからである。……ハスキソンはジョージ・キャンニングの指示を受けて、アメリカ議会の報復措置に対してさらなる報復計画を練り上げた」。1826年に制定された法律で、イギリスは、合衆国が英領植民地からの輸入品に対して賦課している特別税を撤廃するまでは、アメリカ船を一切英領西インドから閉め出すことを取決めたのである。Bemis, *op. cit.*, pp. 450, 457-459, 461, 463, を参照。これについては、他に、北野、前掲書, pp. 234-239, をも併せ参照。

- 13) 1822年6月24日締結の米仏通商条約は、41:3の圧倒的多数で上院を通過した。それは僅か二つの規定を含むものであった。一つは「差別関税の均衡化」であり、いま一つは「脱走したフランス船員の拘留と本国送還の促進」であった。ペーミスによれば、「このことは、フランスにつぎの2年間に合衆国船で輸入された財貨に対して1トン当り20フランの追徴税を徴収することを認める一方、合衆国に対しては、フランス船で輸入されるフランス産品に1トン当り3.75ドル以下の関税を課すことを認めさせることになった。2年後、特別税の額は1年に1/4だけ低められることになり、差別は双方で消滅するまでになった……」。Bemis, *op. cit.*, pp. 456-457.

14) *Ibid.*, p. 463.

15) *Ibid.*, pp. 537-561, を参照。

16) *Ibid.*, pp. 561-564, を参照。

17) この著作は、今日、A Garland Series, *The Neglected American Economists: Economics and Technology in the 19th Century American Thought*, Garland Publishing, Inc., New York 1974, のなかに、同著作に対するマッシュュー・ケアリーおよびフリードリヒ・リストの批判論文(Mathew Carey, *An Examination of the Report of a Committee of the Citizens of Boston and its Vicinity, opposed to a Further Increase of Duties on Importation*, Philadelphia 1828; Friedrich List, *Review of the Report of a Committee of the Citizens of Boston and Vicinity, opposed to a Further Increase of Duties on Importations*, Philadelphia 1828) とともに収録されている。

18) 執行委員会は、ヘンリー・リーを含めて全部で

- 15名から構成された。委員会構成メンバーは次の通りである。ナサニエル・ゴッドダード (Nathaniel Goddard), レミュエル・ショウ (Lemuel Shaw), アイザック・ウィンスロウ (Isaac Winslow), ウィリアム・ゴッドダード (William Goddard), イーノック・シルスビー (Enoch Silsby), トマス・W・ワード (Thomas W. Ward), エドワード・クラフト (Edward Cruft), ロット・ホイールライト (Lot Wheelwright), ヘンリー・リー (Henry Lee), R・D・シェファード (Shephard), サミュエル・スウェット (Samuel Swett), ウィリアム・フォスター (William Foster), ダニエル・P・パーカー (Daniel P. Parker), ジョウジフ・ベイカー (Joseph Baker), サミュエル・C・グレイ, 以上である。N・ゴッドダードが委員長であった。Niles' Weekly Register, XXXIV (March 8, 1828), pp. 27-28, には, 早速, 同会議と『報告書』を取上げて論評している。それは, 同委員会に対する反論であったが, 同執行委員会の名称の後に, "the committee of the Boston merchants" と記し, 同委員会がボストン商人によって構成されていることを明らかにしている。
- 19) H. Lee, *Report*, p. iv.  
 20) *Ibid.*  
 21) *Ibid.*, pp. 5-6.  
 22) *Ibid.*, p. 5.  
 23) ここで「17項目」と述べた理由について注記しておかねばならない。第1. リーの著作では, 批判の項目は, Section 1 に始まり, Section 19th に終る形式をとっているが, "Section 18th" はどこにも見当たらないこと。第2. Section 17th について, 冒頭に "the object of the last section" (最後の項目の目的) と書かれており, 第17項目が批判の「最後の項目」と受けとられる記述がなされていること, 第3. 第19項目は, 本『報告書』のいわば「総括」に相当していること。以上である。 *Ibid.*, pp. 8, 138, 164, を参照。
- 24) 『ボントン報告書』を手にした人ならご存知のことと思うが, 豊富な歴史的事実や統計資料に基づいて保護主義者の論点がきびしく批判されている反面, 全体が必ずしも論理整合的に整序された秩序だった報告書とはなっていない。そこで, ここでは, 『報告書』に現われた17項目の命題を, 『報告書』序文に見られる「アメリカ体制」批判の三つの観点にしたがって分類する手順をとった。順序が入れかわっているのはそのためである。なお, 上記の理由で命題そのものも, 論旨を変更しない範囲で書き直してある。
- 25) Lee, *Report*, p. 8.
- 26) *Ibid.*, p. 10.  
 27) *Ibid.*, p. 11.  
 28) *Ibid.*, p. 13.  
 29) *Ibid.*, p. 15.  
 30) *Ibid.*, p. 30.  
 31) *Ibid.*, pp. 45-46.  
 32) *Ibid.*, p. 61.  
 33) *Ibid.*, p. 73.  
 34) *Ibid.*, p. 22.  
 35) *Ibid.*, p. 78.  
 36) *Ibid.*, p. 99.  
 37) *Ibid.*, p. 103.  
 38) *Ibid.*, p. 111.  
 39) *Ibid.*, p. 116.  
 40) *Ibid.*, p. 126.  
 41) *Ibid.*, p. 138.  
 42) 差し当り, 楠井敏朗『『アメリカ体制』と『ジャクソニアン・デモクラシー』』(9), pp. 92-93, を参照。  
 43) 例えば, Lee, *Report*, pp. 27; 33-34; 46; 58-59; 135; 152-153. なお, これらの引用箇所をイギリス側の原典から示そうと準備したが, 現時点では間に合わなかった。他日に期したい。  
 44) 『ボントン報告書』で「恐慌」ないし「不況」についてまったく語られていないと述べるのは誤りである。例えば, 同『報告書』は, 「アメリカ体制」派に反論して, 当面の不況が毛織物工業だけでなく, 産業界一般に共通したもので, 関税を引上げることで救済されえないとしながら次のように述べている。すなわち, それは, 「十分な保護関税が欠けているということによるよりも, 1824年の思慮を欠いた関税引上げに起因するものである」と。( *Ibid.*, p. 9) この思慮のなさが, 毛織物工業と牧羊業に過当競争を生み出すほどの過剰蓄積をもたらしたというのである。( *Ibid.*, pp. 10-11)  
 45) F. List, *Review*, p. 15.  
 46) Lee, *Report*, p. 13.  
 47) *Ibid.*, p. 17.  
 48) *Ibid.*, p. 12.  
 49) *Ibid.*  
 50) *Ibid.*, p. 18.  
 51) *Ibid.*, p. 26.  
 52) *Ibid.*, pp. 25; 32; 148-149. またこの数字は, *Hunt's Merchants' Magazine*, IV (1841), pp. 193-194, にもみられる。  
 53) Lee, *Report*, pp. 25; 32; 148-149. この国産綿製品輸出額 (\$1,138,125) は, *Hunt's Merchants' Magazine*, IX (1843), p. 89. にも見出すことが出来る。  
 54) Lee, *Report*, p. 25.  
 55) *Ibid.*, pp. 33; 36.  
 56) *Ibid.*, p. 33.

- 57) *Ibid.*, p. 36.
- 58) *Ibid.*, p. 36.
- 59) *Ibid.*, p. 39. 運賃 \$4,947,000. その他手数料 (commissions); 北部に輸送された分に対する船積み料; 運送中に「北部」資本から借入れた資本に対する支払利息(6-10カ月); 保険料割増金が \$1,484,100. 総計で \$6,431,100.
- 60) *Ibid.*, p. 78.
- 61) *Ibid.*, p. 79.
- 62) この点については、楠井敏朗『「アメリカ体制」と『ジャクソニアン・デモクラシー』』(10)『横浜経営研究』X/1 (1989年) 注 87) で論じた.
- 63) *Niles' Weekly Register*, XXXIII (1827), p. 103 [L].
- 64) *Lee, Report*, p. 80.
- 65) *Ibid.*, p. 82.
- 66) *Ibid.*, pp. 83-84.
- 67) *Ibid.*, pp. 85-86.
- 68) *Ibid.*, p. 103.
- 69) *Ibid.*, p. 104.
- 70) *Ibid.*, p. 104.
- 71) *Ibid.*, p. 104.
- 72) *Ibid.*, pp. 104-105.
- 73) *Ibid.*, p. 105.
- 74) *Ibid.*, p. 106. 同様にリーのつぎの論述をも参照されたい。「公<sup>パブリック・ストック</sup>債および公私の有<sup>マネー・レン</sup>価証券が、商品の売却代金または資金借入れの証拠物件として海外に送られている。公債の場合には一種の商品と考えられてよく、アメリカまたはイギリスで、価格変動を受けながら、あちらこちらへ送られる。送られる理由は、主として他の国におけるよりも、かの国においては比較的高い価格で売られるからである。有価証券を見返りにして貸付がなされるときには、有価証券は、国内で借入れられる時よりも有利な条件で資本を導入することで、有益な目的を果している。それはマイナスの取引を表示するどころか、まさしく取引が活発であることの兆候であり、わが国が海外で高い信用を享受し、それで儲けを得ようとしていることの兆候である」。*Ibid.*, p. 113.
- 75) *Ibid.*, p. 106.
- 76) *Ibid.*, p. 106.
- 77) *Ibid.*, p. 108.
- 78) *Ibid.*, p. 112.
- 79) 差し当り, A. Barton Hepburn, *A History of Currency in the United States* (revised edition), New York 1924, reprint edition, New York 1967, pp. 43; 59-60, 片山貞雄『ドルの歴史的研究』(ミネルヴァ書房, 1967年), 第2章を参照.
- 80) *Lee, Report*, p. 112. 関連して, 入江節次郎「アメリカ合州国における州債の発行とヨーロッパ金融市場への依存」『経済学論叢』(同志社大学) XXXVIII/3 (1987年); 同「合州国銀行と世界金融市場, 1836-41」(1), (2)『経済学論叢』XL/2 (1988年), XL/3 (1989年), を参照.
- 81) *Lee, Report*, pp. 13-14.
- 82) *Ibid.*, p. 114.
- 83) *Ibid.*, p. 115.
- 84) *Ibid.*, p. 115.
- 85) *Ibid.*, pp. 109-110.
- 86) *Ibid.*, p. 110.

〔未完・続〕

〔くすい としろう 横浜国立大学経営学部教授〕